

平成29年5月10日

各位

会社名 武蔵精密工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大塚 浩史  
(コード番号 7220 東証・名証第一部)  
問合せ先 総務部長 伊藤 広貴  
(TEL. 0532-25-8111)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入に関する議案を、平成29年6月23日開催予定の第90回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の導入目的等

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の監査等委員でない取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

##### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、平成27年6月23日開催の第88回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は年額400百万円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、かかる報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の交付のための報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。なお、対象取締役が非居住者である場合等には、当該対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬に代えて、当社の株価等に連動した金額の金銭報酬を支給することといたします。

本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬及び上記株価等に連動した金銭報酬の総額は、年額250百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内。）といたします。対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、本株主総会後の取締役会において決定いたします。

#### ① 譲渡制限付株式を付与する場合

本制度により、対象取締役が交付を受ける割当株式の総数は、1事業年度につき100,000株以内（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合、当該上限及び対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等、当社の普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、本年に締結する譲渡制限付株式割当契約には、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ・ 譲渡制限

対象取締役は、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、一定期間は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない

- ・ 譲渡制限期間

対象取締役が、当社の普通株式について譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた日（平成29年7月予定）から3年間とする

- ・ 譲渡制限解除要件

対象取締役が、譲渡制限期間中、原則として継続して当社の取締役又は執行役員及び子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当社の取締役会が正当と認める場合は、当該条件にかかわらず、合理的に調整した金銭報酬を支給する

- ・ 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得する

#### ② 株価等に連動した金額の金銭報酬を支給する場合

上記、譲渡制限付株式を付与する場合の譲渡制限付株式割当契約の内容を踏まえて、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む契約を締結するものいたします。

- ・ 報酬支給条件

対象取締役が3年間の間で当社の取締役会が定める期間中、原則として継続して当社の取締役又は執行役員および子会社の取締役の地位にあったことを条件として、当該期間の満了後に、当社の株価等に連動する金額の金銭報酬を支給する。ただし、当社の取締役会が正当と認める場合は、当該条件にかかわらず、合理的に調整した金銭報酬を支給する

なお、本制度は、本株主総会でご承認いただくことを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対し、同様の譲渡制限付株式の付与のための報酬又は株価等に連動した金額の金銭報酬を支給する予定です。

### 3. 当社の役員報酬制度に関する考え方と報酬決定のプロセス

本制度の導入により、当社の役員報酬制度は、基本報酬、業績連動型年次賞与、譲渡制限付株式報酬の3つで構成されることとなります。当社の役員報酬制度は、中長期的な企業価値の向上と業績向上への貢献意欲を高める制度を含む設計としており、下記の考え方に基づいています。

#### <当社の役員報酬制度に関する考え方>

- ・グローバルな競争を勝ち抜く多様で優秀な経営陣の確保に資すること
- ・中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めること
- ・株主の皆様と利益・リスクを共有し業績達成及びリスクに対する経営意識を高めること

当社は、役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要な事項と位置づけており、取締役の報酬等については、その客観性及び透明性を高めることを目的に、独立社外取締役を中心とする3名の取締役で構成される報酬委員会を設置しています。役員報酬に関する考え方、今回導入する本制度のスキーム、対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会で審議のうえ、取締役会において決定することとします。

以 上